

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標

本市では、2022年に策定した「能美市地域福祉計画」において、「みんなで築く福祉の輪～地域の支え合いで、あたたかい地域社会の形成を目指して～」を基本理念とし、また、「第3期 能美市障害者計画」では「障がいのある人もない人もともに支え合いながら地域で生活できる共生社会の実現」を基本目標として掲げ、障がいのある人の施策の計画的な推進に努め、さらに障がい・子ども・高齢者・生活困窮者などすべての人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進してきました。

「第4期 能美市障害者計画」は、前計画の期間が終了するにあたって、制度改正の内容や社会情勢の変化、それらにともなう障がいのある人等を取り巻くニーズの変化を捉え、障がい者施策の推進を図るための指針として策定するものです。その基本目標についても、前計画の基本目標を踏襲し、発展させ、市民・事業者・関係機関等との連携のもと、障がい者施策の推進に取り組んでいきます。

基本目標

**障がいのある人もない人もともに支え合いながら
地域で生活できる共生社会の実現**

2 基本方針

基本目標の実現に向けた施策の推進にあたり、本市が進むべき姿をより具体的に示すため、2つの基本方針を掲げ、推進していきます。

● 基本方針1

住み慣れた地域で誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり

差別や偏見をなくし、障がいのある人の権利を守ります。また、障がいに対する理解を深めるため、交流の機会の創出や啓発・広報活動等を展開します。さらに、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設の環境整備や災害時の対策、防犯体制の充実を図ります。

● 基本方針2

障がいのある人が自立した生活を送る仕組みづくり

障がいのある人がライフステージの各段階に応じた保健・医療・福祉サービスを切れ目なく受けられるよう、その充実を図り、安心して生活できる地域社会や福祉の仕組みづくりを促進します。また、家庭や職場、地域社会のあらゆる場において、主体性を持って社会参加できるよう自立に向けた支援の充実を図ります。

3 重点課題

2023年8月のアンケート結果、能美市総合計画、能美市地域福祉計画等の市の上位計画との整合性、法改正、2022年の国連勧告等に基づく社会情勢、政府発出の第5次障害者基本計画等から、3つの重点課題をきっかけ、推進します。

重点課題1 地域共生社会・重層的支援体制の推進

【背景】

2020年改正の社会福祉法では、地域共生社会の実現を目標とすることを明記し、重層的支援体制整備の創設が図られています。

【本市の状況】

2019年度に増加する8050問題をはじめ、複合的な課題を抱える世帯に対して対応できる総合相談支援体制を開始

2021年度策定の能美市第四次地域福祉計画でも、「地域共生社会の実現を目指した重層的支援体制の推進」を重点目標として設定

重点課題2 合理的配慮・差別の解消・障がいの理解推進

【背景】

2021年改正の障害者差別解消法により、2024年4月から民間事業者の合理的配慮が義務化されます。

【本市の状況】

公共施設内に点字ブロック、一般避難所にあたる施設のトイレに音声案内の設置を推進
共生のまちづくり促進検討委員会で、理解啓発・合理的配慮のあり方を検討

重点課題3 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

【背景】

2022年に障がいのある人による情報の取得及び利用、意思疎通についての施策を総合的に推進することを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。

【本市の状況】

2021年度 市広報誌にUDフォント（障がいがあっても読みやすい字体）の導入

2022年度 能美市公式LINE、Nomimail導入、無線放送の音声情報を文字化

4 施策の体系

